

第三次上田市環境基本計画策定業務委託 評価基準

1 評価基準

評価項目	評価の視点	採点	係数	評価点
業務実績	・同種業務又は類似業務の実績	10	×1	10
実施体制 遂行力	・必要な経験・能力を有する担当者を配置しているか。 ・円滑に業務を遂行するための管理・バックアップ体制となっているか。 ・業務手順やスケジュールが具体的で妥当であるか。	10	×3	30
理解度	・当該業務の趣旨及び内容を十分に理解しているか。 ・既存計画の内容を十分に理解しているか。 ・国や県の動向や本市における現状・課題等の分析はできているか。	10	×3	30
具体性 実現性	・提案内容は具体的か。 ・提案内容は実現性の高いものになっているか。	10	×2	20
独自性	・付加価値を高めるような独自性を有する提案があるか。 ・当該業務を遂行する上での創意工夫が感じられるか。	10	×2	20
プレゼン テーション	・分かりやすく説得力がある説明、回答がなされているか ・説明及び質疑応答から、知識や経験、業務に対する取組意欲や熱意が感じられるか	10	×2	20
見積書	20点×(提案価格のうち最低価格/自社提案価格)※小数点以下切り捨て			20
合 計				150

※評価項目ごと、評価の視点を基に、提案内容の優劣に応じて付与する点数の基準を定める。

(採点の基準)

特に優れている	優れている	標準	やや劣っている	劣っている
10	8	6	4	2

2 留意事項

- (1) 本基準に基づいて評価した結果、総得点が最も高い業者を契約候補者とする。
- (2) 評価点の満点は900点とする。(評価者1人あたりの点数150点×評価者6人)
- (3) 最低基準点を540点(満点の60%)とし、それ以上の点数を得た者の中から契約候補者を選定する。
- (4) 最高点の提案者が複数であった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価項目「見積書」の点数が高い者を上位とする。
 - イ 「見積書」も同点の場合は、評価項目「理解度」の点数が高いものを上位とする。
- (5) 評価者がプレゼンテーションを欠席する場合は、代理者が対応し、代理者の出席が困難な場合は、書類審査をもって代えるものとする。
- (6) 審査結果についての質問及び異議申し立ては受け付けない。